

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①建物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 ー 定額法を採用している。

②リース資産

1. 所有権移転ファイナンス・リース

自己所有の固定資産にて適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

2. 所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類

会計基準省令 第一号第一様式 第二号第一様式 第三号第一様式

(2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

会計基準省令 第一号第三様式 第二号第三様式 第三号第三様式

当法人では、公益事業・収益事業を実施していないためそれらに関する計算書類は作成していない。

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 自立生活支援センター北上拠点 (社会福祉事業)

- ・「本部」
- ・「相談支援事業」

イ ワークステーションきたかみ拠点 (社会福祉事業)

- ・「就労継続支援B型事業所 ワークステーションきたかみ」
- ・「生活介護事業所」

ウ しらゆり工房拠点 (社会福祉事業)

- ・「就労継続支援B型事業所 しらゆり工房」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	37,616,361	0	3,032,088	34,584,273
合計	37,616,361	0	3,032,088	34,584,273

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	55,533,580	20,949,307	34,584,273
小計	55,533,580	20,949,307	34,584,273
その他の固定資産			
建物	291,438	228,487	62,951
機械及び装置	1,523,103	820,946	702,157
車輛運搬具	6,625,494	5,875,001	750,493

器具及び備品	9,132,268	7,374,008	1,758,260
小計	17,572,303	14,298,442	3,273,861
合計	73,105,883	35,247,749	37,858,134

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	17,919,121	0	17,919,121
合計	17,919,121	0	17,919,121

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

国庫補助金等特別積立金取崩額（特別費用）1,455,000円は、10万円以下の物品への補助金分である。